

財務省第5入札等監視委員会

平成30年事務年度 第3回定例会議審議概要

開催日及び場所	平成31年4月19日（金）東京税関 6階特別会議室第2	
委員	委員 村山周平（村山周平事務所・公認会計士） 委員 中出哲（早稲田大学教授） 委員 藤重由美子（東京八丁堀法律事務所・弁護士）	
審議対象期間	平成30年10月1日（日）～平成30年12月31日（木）	
抽出事案	4件	（備考）
1 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：平成30年度 キャビネット型X線貨物検査装置の調達及びその保守業務 契約相手方：加賀ソルネット株式会社 （法人番号1010001087332） 契約金額：18,249,840円 契約締結日：平成30年10月31日 担当部局：東京税関
2 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：放射性物質検知装置等の点検及び校正に係る請負契約 契約相手方：東芝電力放射線テクノサービス株式会社 （法人番号3020001036162） 契約金額：7,603,200円 契約締結日：平成30年10月4日 担当部局：横浜税関
3 競争入札（物品役務等）	1件	契約件名：3次元画像解析X線CTスキャン検査装置の調達及びその保守業務 契約相手方：株式会社IHI検査計測 （法人番号4010701000913） 契約金額：439,344,108円 契約締結日：平成30年11月30日 担当部局：東京税関
4 随意契約（物品役務等）	1件	契約件名：横浜第一港湾合同庁舎移設に係る通関事務総合データ通信システム（税関LAN）機器等の作業請負契約 契約相手方：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 （法人番号7010001064648） 契約金額：5,578,848円 契約締結日：平成30年10月10日 担当部局：横浜税関
委員からの意見・質問、それに対する回答等	別紙のとおり	
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	

意見・質問	回答
<p>【事案1】 契約件名：平成30年度 キャビネット型X線貨物検査装置の調達及びその保守業務 契約相手方：加賀ソルネット株式会社 (法人番号1010001087332) 契約金額：18,249,840円 契約締結日：平成30年10月31日 担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>低落札率の要因について説明願いたい。</p>	<p>本件キャビネット型X線貨物検査装置は、寸法が従来調達している装置に比べコンパクトであり、使用方法についても、キャビネットを開け対象貨物を置くのみとなっており、検査台付近への設置が容易で、かつ、旅客の対応をする検査官が簡便に取り扱えるものである。</p> <p>本件は、大阪税関1台、神戸税関4台の計5台の購入と保守業務を調達したもので、納期後の無償保証期間を経て、平成32年4月1日から平成35年3月31日までの保守業務費用を含んだ契約となっている。</p> <p>本件の予定価格は、事業者から取得した見積りを比較した上で、項目毎に最も安価なものを採用したものであるが、入札においては、参加した者すべてが予定価格を大幅に下回る状況であったことから、市場価格調査時に見積りを提出し入札に参加した事業者へヒアリングを行ったところ概ね次のとおりであった。</p> <p>X線貨物検査装置は海外メーカー製であり、メーカーから出される見積りは、ほぼ定価に近い価格で提示され、メーカーとの価格交渉は入札公告後が基本であり、交渉の結果、大幅な減額に至った。</p> <p>今回の入札と時期を問わず、民間会社へのキャビネット型X線貨物検査装置約10台を販売する予定となったため、税関分5台と併せて価格交渉したことで、ボリュームディスカウントが効いた。</p> <p>保守業務については、応札事業者で対応できる業務と他社へ一部委託を行う業務があるが、委託先業者とは見積り時において、価格交渉ができず、検査装置の価格交渉と同様、入札公告後の交渉となり、交渉の結果、大幅な減額に至った。</p> <p>応札事業者で対応する保守費用については、社内規定で費用が定められており、見積り時には当該費用より低い価格での提示ができないが、装置の価格交</p>

意見・質問	回答
<p>【事案2】 契約件名：放射性物質検知装置等の点検及び校正に係る請負契約 契約相手方：東芝電力放射線テクノサービス株式会社 (法人番号3020001036162) 契約金額：7,603,200円 契約締結日：平成30年10月4日 担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>1者応札の要因について</p> <p>高落札率の要因について</p>	<p>渉と同時に社内で保守費用の検討が行われる。</p> <p>以上のことから、機器費用及び保守費用が市場価格より大幅に減額となり、低落札率となったものである。</p> <p>横浜税関が運営する各コンテナ検査センター（本牧・大黒・仙台）の検査車両の搬入口には、放射性物質検知装置（ガンマ線検出装置、中性子線検出装置）、ガンマ線スペクトル検出装置、X-ガンマ線エリヤモニタを設置している。</p> <p>これらの装置は、財務省の規定に基づき、年1回、当該機器が正常に作動するか否かを点検・校正し、貨物検査における放射線障害を防止しているものである。</p> <p>本契約においては、履行場所である各コンテナ検査センターまで放射線源を運搬するが、中性子線検出器の校正にあつてはカリホルニウム252 (^{252}Cf) の中性子線源を使用する必要があるものの、中性子線源の運搬・校正が可能な業者は県内及び近県においては当該業者しかいないことが1者応札の要因と史料される。</p> <p>本件の予定価格について、人件費及び点検・校正費は、当該業務を行うことが可能な業者が提示した参考見積りの額を採用し、出張費は、一般的な職員の出張旅費に基づき積算した。</p> <p>高落札率の要因としては、点検・校正費等を参考見積りから採用していること、また放射線源を使用した点検・校正を行う業者が限られており、価格競争がないことが要因と史料される。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案3】</p> <p>契約件名：3次元画像解析X線CTスキャン検査装置の調達及びその保守業務</p> <p>契約相手方：株式会社IHI検査計測 (法人番号4010701000913)</p> <p>契約金額：439,344,108円</p> <p>契約締結日：平成30年11月30日</p> <p>担当部局：東京税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>1者応札となった要因について説明願いたい。</p>	<p>本件3次元画像解析X線CTスキャン検査装置は、政府の観光立国推進による訪日外国人旅行者の増加が見込まれ、特に2019年ラグビーワールドカップ日本大会や2020年東京オリンピック・パラリンピックといった国際的なイベントへのテロ対策強化が求められる中で、一層厳格な水際取締りを行いつつ迅速な通関を図ることを目的として導入したものである。同装置は、爆発物・薬物等の自動識別・検知を行うとともに、3次元透過画像を用いた画像解析を行い、荷物を開披することなく検査を可能とするものである。</p> <p>本件は、同装置の購入と保守業務を調達したもので、納期後の無償保証期間を経て、平成32年9月1日から平成35年3月31日までの保守業務費用を含んだ契約となっている。</p> <p>入札説明書を受領した事業者は複数あり、入札しなかった者に理由をヒアリングしたところ、当関が要求する仕様要件を満たす装置の導入が困難であるという理由であった。</p> <p>具体的には、現在扱っている各者の装置では付随するコンベアの稼働速度や自動識別・検知する対象物が仕様を満たしておらず、開発期間や費用を掛けてまで契約するリスクを負えないと判断したとの回答であった。</p> <p>以上の理由により、入札時点で仕様を満たす装置を扱っている1者のみの応札に至ったものと思料する。</p>

意見・質問	回答
<p>【事案4】</p> <p>契約件名：横浜第一港湾合同庁舎移設に係る通関事務総合データ通信システム（税関LAN）機器等の作業請負契約</p> <p>契約相手方：エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 （法人番号7010001064648）</p> <p>契約金額：5,578,848円</p> <p>契約締結日：平成30年10月10日</p> <p>担当部局：横浜税関</p> <p>本件契約概要について説明願いたい。</p> <p>1者応札の要因について</p> <p>高落札率の要因について</p>	<p>横浜地方合同庁舎（仮称）建設事業に伴い、取壊し予定である横浜第一港湾合同庁舎及び横浜税関新港分関から山下分庁舎への部門移転が決定したところ、業務で使用している通関事務総合データ通信システム（税関LAN）を移設するため、当該機器の運搬・設置、ケーブル類の抜線・結線、設定変更、疎通確認等の作業を外部委託したものである。</p> <p>当該機器はリース物品であり、また保守契約も行っているところ、本件調達にあたり競争性及び透明性を担保するため公募を実施した。</p> <p>その結果、応募は当該機器のリース会社のみであったため当該応募者と随意契約を締結したものであるが、本契約はリース物品の運搬、設定変更等であり、他社の参入が困難だったものと推測する。</p> <p>本件の予定価格について、作業単価は、一般的に使用されている積算単価のうち作業内容が近い技術者料金を採用し、プロジェクト管理、ネットワーク作業等に要する作業量は、当該機器の賃貸借・保守業者が提示した参考見積りの数量を採用し、それぞれ積算した。</p> <p>高落札率の要因としては、予定価格に採用した単価と見積りの単価それぞれに対して数量を乗じて算出した額に、大きな差が生じなかったことが要因と史料される。</p>